

相続による名義変更につきましては、別添『「清里の森」名義変更（相続）の必要書類について』記載の書類の提出が必要になります。

大切な財産を守るうえで大事な手続きになりますので、どうぞよろしく申し上げます。

【相続手続きに関する注意点】

- ・ 当所で行う手続きは、土地賃貸借契約の契約名義を変更する手続きです。
- ・ 不動産登記については、別途法務局の手続きが必要となります。
- ・ 相続による名義変更については、名義書換承諾料はいただきません。
- ・ ただし、相続と併せて譲渡を行う場合は、名義書換承諾料（20万円/件）が発生します。

例 1)

A氏の単独名義の契約でA氏が亡くなり、法定相続人であるB氏の単独名義となった
→名義書換承諾料不要

例 2)

A氏の単独名義の契約でA氏が亡くなり、法定相続人であるB氏C氏の2名の共有名義となった→名義書換承諾料不要

例 3)

A氏の単独名義の契約でA氏が亡くなり、法定相続人であるB氏が代表取締役を務めるC社単独名義となった→名義書換承諾料**必要**

例 4)

A氏B氏C氏の3名の共有名義の契約でB氏が亡くなり、B氏の持ち分を法定相続人であるC氏が相続し、結果A氏C氏の2名の共有名義となった→名義書換承諾料不要

例 5)

A氏B氏C氏の3名の共有名義の契約でB氏が亡くなり、B氏の持ち分を法定相続人であるC氏が相続したが、併せてA氏がC氏に持ち分を譲渡し、C氏の単独名義となった→名義書換承諾料**必要**

その他不明な点、確認したい点がございましたら、下担当あてご連絡ください。

〒407-0024

山梨県韮崎市本町四丁目2-4

中北林務環境事務所

県有林課 管理・森林利用担当

電話 0551-23-3091/FAX 0551-23-3251

Mail: kiyosatonomori@pref.yamanashi.lg.jp

「清里の森」名義変更（相続）の必要書類について

●必要書類 恩賜県有財産名義変更届（第6様式）

●添付書類

①建物の相続登記が完了している場合

- ①-1 建物登記簿謄本（相続による移転登記完了後の謄本）※
- ①-2 相続人の印鑑登録証明（共有名義であれば全員分）※
- ①-3 連帯保証書
- ①-4 連帯保証人の印鑑登録証明※

※発行日から3ヶ月以内

②建物の相続登記が完了していない場合

- ②-1 遺産分割協議書のコピー
 - ・清里の森別荘地の賃借権及び建物が、誰に相続されたのか分かる協議書で、相続人全員で作成し実印を押印してあるもの。
- ②-1' 遺産分割協議書を作成していない場合
 - ・別添の承諾書に必要事項を記入のうえ、相続人全員の記名押印（全て実印）をお願いします。
- ②-2 戸除籍謄本（下の二つの事項が分かるもの）
 - ・被相続人が除籍された事及び相続人全員が記入された相続関係が分かるもの。
 - ・役所の窓口で、相続の関係で出生から死亡まで確認できる連続した戸除籍謄本が必要と御相談いただければ、間違いはないと思います。
 - ・法務局の「法定相続情報証明制度」を利用した「法定相続情報（原本）」で代用可能です
- ②-3 相続人全員の印鑑登録証明書※
- ②-4 相続関係図
 - ・未作成の場合は、別添の様式に記入してください。
 - ・または、法務局の「法定相続情報証明制度」を利用した「法定相続情報一覧図」の写しに当該財産を誰が相続するか記載していただく形でも結構です
- ②-5 連帯保証書
- ②-6 連帯保証人の印鑑登録証明※

※発行日から3ヶ月以内

③公正証書遺言がある場合

③-1 公正証書遺言の謄本

③-2 戸除籍謄本（下の二つの事項が分かるもの）

- ・ 被相続人が除籍された事及び相続人全員が記入された相続関係が分かるもの。
- ・ 役所の窓口で、相続の関係で出生から死亡まで確認できる連続した戸除籍謄本が必要と御相談いただければ、間違いはないと思います。
- ・ 法務局の「法定相続情報証明制度」を利用した「法定相続情報（原本）」で代用可能です

③-3 当該借地権を取得する相続人の印鑑登録証明書（共有名義であれば全員分）※

③-4 連帯保証書

③-5 連帯保証人の印鑑登録証明※

※発行日から3ヶ月以内

④遺産分割調停をしている場合

④-1 遺産分割調停調書の謄本

④-1' 遺産分割調停調書がない場合

- ・ 遺産分割審判書謄本
- ・ 確定証明書（審判した裁判所に請求）

④-2 当該借地権を取得する相続人の印鑑登録証明書（共有名義であれば全員分）※

④-3 連帯保証書

④-4 連帯保証人の印鑑登録証明※

※発行日から3ヶ月以内

⑤相続後は共有名義にしたい方へ

⑤-1 委任状

代表となる方への委任状が必要になります

⑤-2 支払代表者届出書

借地料の支払者を指定してください

●提出書類の返却について

○戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本については、原本に加え、相続人代表者又は司法書士・行政書士等が原本証明を付したコピーを添付して頂いた場合のみ原本を返却します。
○原本証明とは、戸籍謄本等をコピーした際に内容が原本と相違ないことを証明するものです。コピーに以下のような文言を記載し、記名押印することで原本と相違ないことを示します。

この書類は原本と相違ないことを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

相続人代表者 ◇◇ ◇◇ 印